

姫路市

家庭用蓄電システム 補助制度のご案内

令和4年度



注意!

行政手続きにおける押印廃止に伴い

補助金交付申請時に申請者の身分証明書等の写しの添付が必要です。

住宅に太陽光発電システムと接続する蓄電システムを設置する方、または蓄電システムが設置された住宅を購入する方に対し、その資金の一部を補助することにより、家庭用蓄電システムの導入を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とした制度です。

(問い合わせ・申請)

姫路市 環境政策室 計画啓発担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2468

FAX 079-221-2469

E-mail kankyoho@city.himeji.lg.jp

HP <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000011573.html>

各様式については、ホームページよりダウンロードできます。



1. 対象者

自ら居住する市内の住宅（新築を含む）に太陽光発電システムと接続する蓄電システム（以下「対象システム」という。）を設置する個人、または対象システムを備えた市内の住宅（システム付住宅）を購入し居住する個人で、次の要件をすべて満たす方。

(1) 対象システムの工事着工前。

ただし、対象システム付住宅を購入する場合は、建物の引渡し前であること。

(2) 市税に滞納がないこと

(3) 令和5年（2023年）2月28日（火）午後5時までに実績報告書を提出できる方

2. 申請受付期間

令和4年（2022年）4月22日（金）～令和5年（2023年）1月31日（火）

※ 予算の範囲内で先着順に受付。予算の限度額に達したときは受付を終了します。

3. 対象システム

- (1) 令和3年度以降に一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）において、環境省の補助対象となる蓄電システムとして蓄電システム登録済一覧に登録され、ホームページで公表されているもの（<http://sii.or.jp/zeh/battery/search>）
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW未満のものと接続されるもの
- (3) 未使用品であること

4. 補助金額

姫路市内工事請負契約業者と契約したとき ※ 姫路市内 の事業者は、申請時の添付書類として「 同意書 」が必要です。	2万円/kwh 上限10万円 ※千円未満は切り捨て。
連携市町内工事請負契約業者と契約したとき ※ 相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、佐用町、上郡町 内の事業者と 契約した場合	2万円/kwh 上限10万円 ※千円未満は切り捨て。
姫路市内、連携市町内工事請負契約業者以外と契約したとき	1万円/kwh 上限5万円 ※千円未満は切り捨て。

5. 補助金の交付申請

工事着工前または対象システム付住宅の引渡し前に、「補助金交付申請書(様式第1号)」に以下の書類を添えて、工事着工日の2週間前までに環境政策室に持参または郵送にて申請ください。(郵送の場合は、申請期間内の消印があること。)

- (1) 工事請負契約書(写)、売買契約書(写)又は注文請書(写)(注文書のみは不可。
※ 対象システムの購入内容及び工事期間等が確認できるもの
- (2) 市税納税証明書(家庭用蓄電システム普及促進事業補助金申請用)
※ 証明書発行窓口で「家庭用蓄電システム補助金用」と申請して下さい。
- (3) 設置箇所の現況を示す写真(設置前のもの)
※ 申請前、概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。
- (4) システム配置図等
※ 蓄電池のメーカー名と型式が確認できること。
- (5) 申請者の身分証明書等の写し(押印廃止に伴い、令和3年度から添付が必要です。)
※ 次ページの「補助金交付申請時に添付する身分証明書の例」をご確認ください。
- (6) 姫路市内工事請負契約業者の同意書(姫路市内の業者と契約したとき)
※ 別紙「交付申請時 確認事項 チェックシート」で添付書類の内容をご確認ください。提出いただいた書類は返却できません。

6. 申請後の手続の流れ

(1) 補助金の交付決定後に、工事着工・引渡し

補助金交付申請後、市で審査を行い、問題がなければ対象者に「交付決定通知書」が送付されます。補助金交付決定通知を受けた後、工事着工または対象システム付住宅の引渡しを受けてください。

- ※ 申請から補助金の交付決定までに2週間程度かかります。
- ※ 太陽光発電モジュールの型式、枚数など、申請内容に変更がある場合は、計画変更を申請してください。申請がない場合は交付を取り消す場合があります。

(2) 実績報告

事業完了後、「実績報告書(様式第7号)」に必要書類を添えて提出してください。
(持参または郵送)。

令和5年(2023年)2月28日(火)午後5時 必着

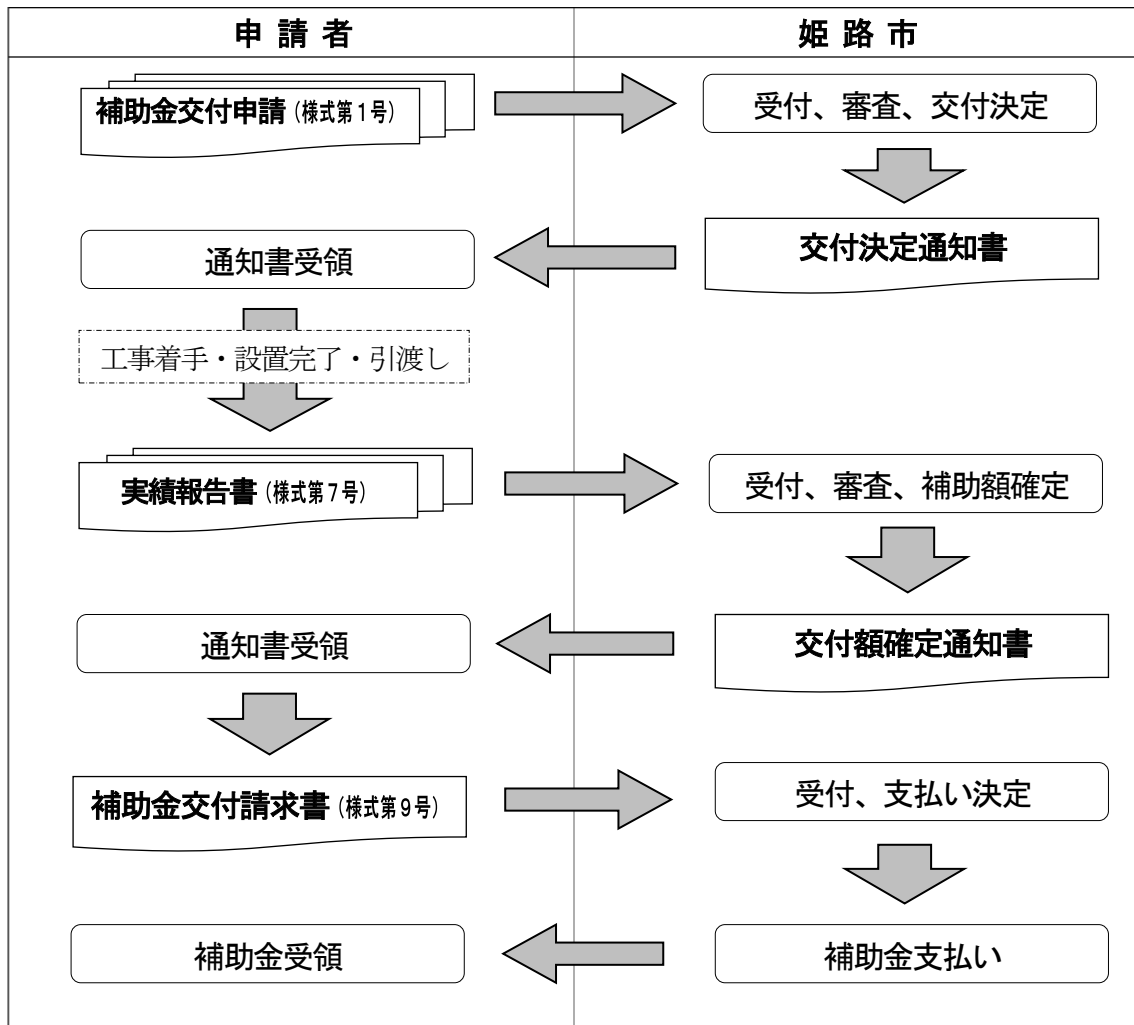
- ※ 必要書類は、別紙「実績報告時 確認事項 チェックシート」を参照してください。また、提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消します。

(3) 補助金の請求

実績報告後、市で審査を行い、問題がなければ対象者に「交付額確定通知書」が送付されます。補助金の交付額確定通知を受けた方は、ただちに「補助金交付請求書（様式第9号）」を提出してください（持参または郵送）。

＜ご注意＞ 補助金交付申請書（様式第1号）、実績報告書（様式第7号）、補助金交付請求書（様式第9号）には、すべて同一の印鑑を使用してください。

【手続きの流れ】



【補助金交付申請時に添付する身分証明書の例】

運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、身体障害者手帳、療育手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、公務員の身分証、運転経歴証明書、外国人登録証明書、特別永住者証明書、在留カード、一時庇護許可書、仮滞在許可書